

『東京都制案反対の重点 附・本問題に関する言論機関最近の論評一斑』

東京市政調査会 [編]

1933年 22 cm / 39 頁 図書番号 OAZ-0160

東京市政調査会（以下、本会）は、1922（大正 11）年 12 月、東京市長らに対し、東京都市計画区域に都を設置し、府から分離すること等を提言する「帝都ノ制度ニ関スル意見」を提出した。

その後、東京市の市域拡張を目前にした 1932（昭和 7）年 6 月、本会は東京市長らに「東京市の市域拡張に伴ひ緊急措置するを要する市政対策」を建議した。東京市長は、7 月 23 日に回答と共に東京都制に関する調査を本会に委嘱した。

そこで、有識者、東京府、東京市関係者等と本会理事が合同で審議し、東京市の区域に都を置き、内務大臣直接監督下の地方自治団体とする、都長は公選とする、などを骨子とした「東京都制案要綱」を 10 月 21 日付で東京市長宛に答申した。

東京市では、この要綱を受けて都制実行委員会が研究審議を行った。しかし、第 64 議会が開会されても内務省から東京都制案提出の様子が見られないため、「東京都制ニ関スル意見書」を作成、1933（昭和 8）年 1 月 25 日の市会でこれを議決し、1 月 27 日に総理大臣と内務大臣へ提出した。

また、衆議院の六大都市選出議員等が提出していた「六大都市ニ特別市制実施ニ関スル法律案」は、1 月 28 日に本会議に上程された。同案は委員会において、東京市のみは市の区域を東京府の区域による、と修正され、「政府ハ本議会ニ直ニ東京都制案ヲ提出スベシ」との附帯決議を付して全会一致で可決、2 月 21 日には本会議で可決され、貴族院に送付された。

貴族院は 2 月 24 日の本会議で、同案に対する政府の態度を質したが、政府はこの案に不賛成であること、東京都制案については目下研究中であり、本議会には提出できないが、遅くとも次の議会には提出するつもりであると答弁した。

しかし、内務省は、突如東京都制案を今期議会に提出することを決定し、原案を法制局に回付した。そして 2 月 28 日には成案を得て、直ちに大臣の決裁を得、3 月 8 日の閣議に附して決定し、3 月 10 日の上奏御裁可を経て、「東京都制案」を議会に提出した。

本会は、3 月 7 日に「東京都制案要綱」や、要綱の趣旨を説いた「東京都制論」（池田宏著）を、3 月 14 日には「政府提出東京都制案に対する反対意見」を貴衆両院の議員などに送付し、3 月 20 日には東京市民に対して声明を發した。

本書は、この声明と、東京朝日新聞ほか 9 紙の東京都制案に対する社説（転載）からなる。

声明では、①府の区域に都を置くことは、隣接 5 郡 82 町村を併合した東京市が、一個の自治体として統一的に経営される必要を無視している。②区の面積、人口や経費負担能力等に差のある事情を考慮せず、その権能を拡張することは、事務の重複や経費の膨脹、さらに負担の不均衡を生む。③都長官選案に至っては、都長だけを官選としても、行政の刷新は期待できない等と、「東京都制案」を批判している。

続く各社説も、大半が同様の反対意見を表明している。

「東京都制案」は衆議院の委員会で審議されたが、反対意見が強く、3 月 25 日、審議未了に終わった。

（山野辺香葉・市政専門図書館司書主任）